

コンテナの使用についての確認文章

国土交通省はかねてより「随時かつ任意に移動できないコンテナ」は建築物に該当するとの見解を明示しています。

コンテナを随時移動できない状態で住居や倉庫として使用する場合には建築基準法が適用され建築物として扱われることとなりますのでコンテナハウスとして利用するなら建築確認申請を提出し、確認済証の交付を受けなければなりません。

ただし一定の条件を満たせば建築確認が不要な場合もあります。

建築確認が不要になる条件

- ① 都市計画区域外 平屋で200㎡以下の建物(木造を除く)
- ② 都市計画区域内の増築でありその面積が10㎡以下であること

ルールを守ってコンテナを使用するためには

- ① 建築物として建築確認を取って設置する
- ② 建築確認が不要な条件で使用する
- ③ 随時かつ任意に動かせる状態で使用する

建築用コンテナ

建築基準法に違反せずコンテナハウスを建てるためにはJIS鋼材で作られたコンテナを使用する必要があります。ISOコンテナに比べると高いコストがかかりますが色々な意味での安全性を考えれば建築コンテナの購入をお勧めします。

建築確認申請

コンテナハウスも建築物に該当するため、コンテナハウスを建てる場合には建築確認申請を提出して許可を得る必要があります。建築確認申請は、建築士が施主の依頼を受けて書類を作成して申請する形になります。建築確認申請が不要な場合でもコンテナを建築物として土地に定着させて使用する場合は工事届を提出する必要があります。申請の費用は設計事務所によって異なりますが、建築確認申請 数十万円、工事届 数万円の費用が必要になります。また申請等を行わない場合は、随時かつ任意に動かせる状態で使用する事として販売致しますので後からコンテナハウスとして使用される場合には 必ずお客様の方で申請を行ってください。

以上がコンテナを使用するにあたっての確認文章になりますのでよく理解をされてからのコンテナの購入を検討してください。

上記文章を確認致しました。

ご署名

印